

## 議案第 78 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年  
四万十町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連  
携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」  
に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 町長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育  
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置  
その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に  
係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必  
要な措置を講じているとき。

（2） 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 7 条第 5 項中「前項」の次に「（同項第 2 号に該当する場合に限る。）」を加  
える。

第 38 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神  
上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」  
を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。